

殿

池田町役場住民税務課 1階窓口

(電話番号 0778-44-8010)

この度はたいへんでございました。謹んでお悔やみ申し上げます。

様の死亡後の手続きについてご案内いたします。お葬式等が終わって落ち着いてからでかまいませんので、役場1階住民税務課窓口にて下記の手続きをお願いいたします。

## ◆役場にお返しいただくもの

- 国民健康保険証・高齢受給者証 (□世帯主が変更になった場合、世帯全員の国民健康保険証)
- 後期高齢者医療保険証
- 介護保険被保険者証
- 印鑑登録証(たんなんカード) No. \_\_\_\_\_
- 身体障害者手帳・重度心身障害者・母子・寡婦・子ども医療費受給資格証
- 使用しなくなった場合、同報無線(コード含む)
- マイナンバーカード(通知カード) ※返還は必須ではありません



## ◆手続きが必要なもの

手続きの種類		ご持参いただくもの
<input type="checkbox"/>	年金受給者死亡届 年金の未支給金請求 遺族年金請求	<input type="checkbox"/> <b>年金証書</b> (受給していた年金によって、年金事務所等で手続きが必要なものもあります。年金証書で確認させていただきます。) <input type="checkbox"/> <b>預金通帳</b> (コピー可) 未支給金の受取人 様名義 <input type="checkbox"/> <b>亡くなられた方の配偶者の年金証書</b> <input type="checkbox"/> <b>請求者</b> 様のマイナンバーカード(通知カード)
<input type="checkbox"/>	水道・下水道の名義変更等 (水道使用者が亡くなったとき)	(引き続き使用される場合は、次の名義人をお決めください。廃止する場合も手続きが必要です。)
<input type="checkbox"/>	税金・水道料等振替口座変更 (口座名義人が亡くなったとき)	(手続き先は口座振替をする金融機関となります。)
<input type="checkbox"/>	固定資産の納税義務者変更	(次の納税義務者をお決めください。 <u>登記ではないので固定資産の名義は変わりません。</u> )
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療葬祭費申請 国民健康保険葬祭費申請	<input type="checkbox"/> <b>預金通帳</b> (コピー可) 喪主 様名義(喪主以外の方も可)
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療費給付口座の変更	<input type="checkbox"/> <b>預金通帳</b> (コピー可) 親族 様名義

## ◆その他ご持参いただくもの

- 免許証等** 窓口に来られる方の本人確認書類(直系親族でない場合、直系親族の方の委任状も必要)
- 手数料** 2,000円程度(年金の手続きに戸籍謄本等が必要となるため)

各種届出に使用します戸籍謄本は、死亡事項の記載に死亡の届出後4～5日程度いただいております。ご了承ください。